

北九州市立医療センター夜間看護補助（看護アシスタント）業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、地方独立行政法人北九州市立病院機構（以下「甲」という。）が北九州市立医療センターにおいて、夜間看護体制の看護師の負担軽減及び人材確保が困難な看護補助者の充足を図るため、夜間看護補助者の派遣を実施し、安定的に労働者を確保すること及び夜間急性期看護補助体制加算の施設基準を取得し、看護サービスの向上を図ることを目的とする。

2 業務名 夜間看護補助（看護アシスタント）業務

3 派遣労働者の責任者及び指揮命令者

- (1) 責任者 北九州市立医療センター事務局管理課長
- (2) 指揮命令者 北九州市立医療センター看護部長
- (3) 苦情担当責任者 北九州市立医療センター事務局庶務係長
- (4) 派遣元責任者

派遣元事業者は契約締結後、速やかに甲へ書面にて提出すること

4 就業場所

福岡県北九州市小倉北区馬借二丁目1番1号
北九州市立医療センター内

5 派遣期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

6 契約の基礎となる予定数量

人数 18人
日数 483日

7 就業日及び就業時間

- (1) 就業曜日
月曜日から金曜日
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く。
- (2) 就業時間
17時から23時までの6時間とする。ただし、甲と派遣元事業者で協議のうえ、変更する場合がある。
- (3) 休憩時間
付与しない。
- (4) 時間外労働
原則として発生しない。ただし、業務上特に必要がある場合は、指揮命令者は事前に休憩を付与したうえで、時間外命令を付与することができる。

8 派遣人数及び業務時間

予定派遣人数及び業務時間については、次のとおりとする。ただし、甲において夜間急性期看護補助体制加算の施設基準届出後は、その施設基準に適合することを前提

とし、規定の派遣人数及び業務時間に満たない場合は、甲と派遣元事業者で協議のうえ、派遣の決定及び契約内容の変更を行う。

(1) 配属先 各病棟（別途指定する）

(2) 配置人数 18名

配置人数の変更がある場合は、甲と派遣元事業者で協議のうえ決定する。

(3) 業務時間

月間で合計1,760時間以上を目安に、甲と派遣元事業者で協議のうえ業務時間を決定する。

9 履行確認

本業務履行にあたり、派遣元事業者は派遣労働者ごとの勤務時間実績を分単位でとりまとめ、甲の指定する甲職員へ報告すること。なお、報告様式、勤務時間実績以外の報告事項その他必要な事項については、契約締結後、派遣元事業者と協議のうえ、決定する。

10 派遣料金

(1) 本派遣料金は、派遣労働者の区分に従い、月ごとの派遣労働者の従事時間の総数に、当該派遣労働者の区分に係る契約単価を乗じることとする。なお、1時間に満たない時間（分）がある場合には、1時間に満たない時間（分）を60で除して、小数点以下第三位を四捨五入した時間とする。

(2) 同一派遣労働者が、1日8時間を越えて就業した場合、または週40時間を越えて就業した場合、超過部分の時間あたりの派遣料単価は、契約単価に1.25を乗じた額とするなど、労働基準法に定める割増賃金の規定の準じて乗じることとする。

(3) 上記の額に1円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額とする。

11 夜間看護補助業務の主な業務内容

甲の病棟内において行う夜間看護補助業務の内容及び勤務時間については、別紙のとおりとする。

12 派遣元事業者の要件

(1) 派遣元事業者は労働基準法、労働者災害補償保険法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、その他関係法令並びに「派遣元事業者が構すべき措置に関する指針」を遵守するとともに、法令上の全ての責任義務を負うものとする。

(2) 派遣元事業者内で個人情報保護の規程等を策定しており、組織として個人情報保護体制が整備されていること。

(3) 厚生労働大臣より「一般労働者派遣事業許可書」の認定を受けている者であること。

(4) 北九州市の競争入札有資格者名簿に登載があること。

(5) 北九州市により指名停止の措置がなされていないこと。

(6) 福岡県内において300床以上を有する急性期病院で、過去3年以内に1年以上継続して、同一病院内において15名以上の夜間看護補助者派遣の契約実績が1件以上あること。（派遣契約書の写しを提出） ※契約締結時点

(7) 福岡県内の事業所において、労働者派遣事業の許可を受けた者であること（許可証の写しを提出）。

(8) 施設基準に精通し、夜間100対1急性期看護補助体制加算に必要な派遣人員数を算出できる者であること。

(9) プライバシーマークを取得していること（証明書の写しを提出）。

- (10) 派遣労働者の半数が看護助手等経験者であること。
- (11) 有料の求人広告等を常時行い、退職者が出た場合等には、原則1か月以内に人員が補充可能な体制を構築していること。また、緊急性の高い事案が発生した場合に、迅速な二者協議や現場対応が行える体制であること。
- (12) 本業務実施体制について
 - ① 本業務が適正かつ円滑に遂行できる派遣労働者を配置すること。
 - ② 契約締結後の業務開始前および派遣労働者の変更がある際には、派遣労働者の名簿を甲に提出すること。
 - ③ 派遣労働者はやむを得ない事情による交替を除き、同一人物とすること。また、交替するときは十分な引継ぎ期間を設け、業務に支障を来さないよう万全を期すること。
 - ④ 派遣元事業者は、派遣労働者の変更や休暇に伴い、業務遂行能力の低下を招かないように適切な処置を講ずること。
 - ⑤ 派遣労働者が、本業務に従事できない場合、派遣元事業者が責任をもって直ちに代替要員を確保すること。
 - ⑥ 派遣元事業者は、派遣労働者に甲が開催する院内感染防止研修、医療安全研修、個人情報保護等の研修を受講させること。
 - ⑦ 派遣元事業者は、甲が派遣労働者について、指揮命令者または派遣先責任者が、業務履行上不適当と認めた場合、速やかに交代等、柔軟な対応を取るものとする。
- (13) 派遣元業者は、甲が派遣期間中に毎月甲が指定する日に当院で実施する本事業を円滑に実施することを目的に実施する会議に参加すること。

1.3 派遣労働者の要件

- (1) 派遣元事業者は、「1.1 主な業務内容」に定める業務を円滑かつ正確に遂行できる者を派遣すること。また、派遣前に接遇等基本的な研修を済ませた者であること。
- (2) 労働者を業務履行日から順次派遣出来る体制にあること。
- (3) 65歳未満の者であること。ただし、1年以上の同一業務における経験を有する者は除く。
- (4) 甲が実施する看護補助業務に関する院内研修及び病院全体で実施する院内感染対策・医療安全対策、個人情報保護等の研修を受講する者であること。

1.4 派遣の開始

- (1) 派遣元事業者は、新規に派遣労働者を派遣する場合は、労働者派遣通知書を甲責任者に提出するものとする。
- (2) 派遣元事業者は、各月の業務開始前に当該月の派遣労働者名及び各派遣労働者の勤務予定日を甲責任者及び指揮命令者に提出するものとする。
- (3) 契約の開始月に関しては、甲は、研修としてオリエンテーション及び業務研修を1時間程度実施するものとする。

1.5 派遣労働者の変更

派遣労働者に、次に掲げる行為があったときは、甲は派遣労働者の変更を要求するものとする。

- (1) 派遣労働者の勤務状況が適正と認められないとき。
- (2) 派遣労働者の業務実績が契約条件に適合しないとき。
- (3) 派遣労働者に不品行があったとき。
- (4) 甲が、派遣労働者の業務遂行が十分でないと判断したとき。

1.6 個人情報保護に関する誓約書の提出

派遣元事業者は、派遣労働者を本業務に従事させようとするとき、甲が指定する個人情報保護に関する誓約書を甲に提出しなければ、業務に従事することができない。

1.7 個人情報保護の取扱い

- (1) 派遣元事業者及び病院は、派遣労働者に対し、本業務従事にあたり、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の実施（処理）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うよう指示すること。
- (2) 派遣元事業者及び派遣労働者は、本業務にあたり知り得た情報について第三者に開示または漏洩してはならない。本契約の履行期間終了または契約が解除された後も同様とする。
- (3) 病院は、派遣労働者の個人情報の取扱い状況について、随時、立会及び立入による実地調査を行うことができる。
- (4) 派遣元事業者は、派遣労働者の個人情報の漏洩等により、病院及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を連帯して賠償しなければならない。

1.8 備品及び資料等の適正使用

派遣元事業者及び甲は、派遣労働者に対し、当院内の施設、備品及び資料等の適正使用のため、下記について協力して教育を行うこと。なお、派遣労働者が下記事項を違反または漏洩、紛失、盗難、滅失、損傷、棄損、改ざん、不正アクセス等、派遣元事業者の責めに帰すべき理由により甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を派遣元事業者が連帯して賠償しなければならない。

- (1) 派遣労働者は、甲から使用許可されている施設及び設備について、滅失または損傷の防止を行い、適正に使用しなければならない。
- (2) 派遣労働者は、甲から貸与されている備品及び資料等について、情報の漏洩、紛失、盗難、滅失、棄損、改ざん、不正アクセス等の防止を行い、適正に使用しなければならない。
- (3) 派遣労働者は、甲から使用許可されている施設及び設備または貸与されている備品及び資料等について、甲の許可なく変型、改造、移転、複写、複製、目的外使用、持ち出し、廃棄等を行ってはならない。
- (4) 派遣労働者は、甲から貸与または使用許可されている施設、設備、備品及び資料等について、本契約の就業期間が終了または契約が解除されたときは、内容、数量、処理方法及び処理経過等を示した書類を添付し、甲が指定する者に引継ぎ、返還、もしくは甲の指示に従い破棄しなければならない。

1.9 事故発生時の報告及び対応

(1) 事故発生時の報告

- ① 派遣元事業者及び派遣労働者は、本業務の従事中に事故が発生または本業務に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちに事故発生等報告書を作成し、甲に報告しなければならない。
- ② 派遣元事業者及び派遣労働者は、事故発生等報告書を作成するいとまがない場合は、口頭による甲への報告を優先し、事後に事故発生等報告書を作成することができる。

(2) 事故発生時の対応

- ① 派遣元事業者は、事故発生時の対応方法を定めておかななければならない。
- ② 派遣元事業者は、事故が発生した場合は、直ちに対応方法に定めた適当な措置を講じなければならない。

20 勤務環境

(1) 被服の着用

派遣労働者は、甲から貸与された被服を着用し、業務を遂行すること。その他、業務中の服装、身だしなみについては、甲の指示によるものとする。

(2) 名札の着用

派遣労働者は、業務中は甲が別に指定する内容を具備した派遣元事業者が作成して交付した名札を常に見えるところに着用すること。

(3) 労働安全衛生

① 派遣元事業者は、労働関係の法令及び監督官庁の行政指導を遵守し、派遣労働者の福祉、健康管理及び労働安全衛生に努めること。

② 派遣元事業者は、労働安全衛生規則第44条に基づく定期健康診断を、派遣元事業者の経費負担により実施し、その記録を保管すること。

③ 派遣元事業者は、疾病または感染症対策の観点により特定の健康診断または予防接種の実施を甲から依頼された場合は、派遣元事業者の経費負担により、速やかに実施すること。その記録について甲から報告の依頼があったときは応じること。

④ 派遣元事業者は派遣労働者に対して、院内感染防止に係る研修等を実施し、業務開始前までに「麻疹」「風疹」の抗体検査を実施し、甲に検査結果を提出すること。また、抗体価が基準値未満のものに対して、上記に係るワクチンの接種を行い、甲に接種状況の報告を行うこと。また、「水痘」「流行性耳下腺炎」「B型肝炎」や「インフルエンザ」等の感染症についても対策に留意し、特に「インフルエンザ」および「新型コロナウイルス感染症」については、原則毎年予防接種を行うこと。

なお、感染症発症の疑いのある派遣労働者は、施設担当者及び感染管理者に速やかに報告し、現場責任者は配置換え等、必要な措置をとること。

⑤ 派遣元事業者は、派遣労働者の感染症等の感染防止対策を取ることとし、派遣労働者が感染症に罹患した場合、派遣元事業者の判断及び病院の指示により、患者または病院職員等への感染を防止するため、業務への従事制限等を行うこと。

(4) 通勤

派遣労働者の交通費については、甲の規定に基づき派遣事業者が甲に請求する。なお、派遣労働者が通勤に自動車を使用する際は、甲が別に定める条件に基づき甲の敷地内の駐車場を無料で利用させることができる。

(5) 施設

① 派遣元事業者は、当院の施設の利用にあたり、甲が定める事項及び甲から指示があった場合はこれに従うこと。

② 派遣労働者は、甲が指定する更衣室、休憩室、売店、食堂の施設を利用することができる。

③ 当院敷地内は禁煙とする。

④ 携帯電話はマナーモードに切り替えて、ボタン操作音を無音とすること。使用禁止区域では電源を切ること。通話は、通話可能区域のみ可能とし、それ以外の区域ではメールのみ可能とする。

⑤ 当院の施設利用について、火災、盗難、電気の取扱いに十分注意すること。

21 その他仕様に関する重要事項

(1) 派遣労働者が、本業務遂行中に故意又は重大な過失により、甲又は第三者に対して起こした事故等については、派遣元事業者が損害賠償等の責任を負うものとする。ただし、派遣元事業者が派遣労働者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りではない。

(2) 派遣労働者は、事前に甲（指揮命令者）にて作成する勤務表に従って勤務すること。ただし、派遣元事業者は、派遣労働者が休暇等の理由により、勤務しない日が

判明したときは、事前に甲（責任者及び指揮命令者）に通知すること。また、相当期間勤務しない日がある場合については、甲（責任者及び指揮命令者）と協議のうえ、当該派遣労働者に替わる別の労働者を派遣すること。

- (3) 他の労働者派遣事業主から派遣を受けた労働者を甲に派遣してはならない。
- (4) 派遣元事業者の都合により夜間急性期看護補助体制加算の施設基準に適合しなくなったことで甲に不利益が発生した場合は、その賠償責任について、甲と派遣元事業者で協議することとする。
- (5) この仕様書に定めのない不測の事態や不明な点が発生した場合は、病院と派遣元事業者で協議し、適切に対応することとする。